

豊中市立小・中学校運動場夜間開放事業実施要綱

豊中市立小・中学校運動場夜間開放事業実施要綱（昭和 59 年 4 月 1 日実施）の一部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設（以下「照明施設」という。）を使用して、夜間に学校運動場（以下「開放施設」という。）を市民に開放し、地域でのスポーツの推進を図る小・中学校運動場夜間開放事業（以下「夜間開放事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体及び管理責任）

第 2 条 夜間開放事業は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施し、当該事業実施校の長は、実施にかかる責任を負わない。

（実施期間等）

第 3 条 夜間開放事業の実施期間は、年末年始（12 月 27 日から翌年 1 月 5 日まで）を除き、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、第八中学校の実施期間については、4 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

2 開放施設及び照明施設の使用時間は、午後 7 時から午後 9 時までとし、使用に係る準備及び後片付けは、これに含まれる。

（使用種目）

第 4 条 夜間開放事業で使用できる種目は、軟式野球（第十四中学校及び庄内西小学校を除く。）、ソフトボール、サッカーその他教育委員会が認める種目とする。

（使用団体の登録）

第 5 条 開放施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用団体を作り、当該使用団体の名称、構成する者の名前等の登録を教育委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用団体は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 使用団体は、10 人以上の構成員によって構成される団体とし、市内に住所又は勤務地を有する者が構成員全体のうち 7 割以上を占めていること。

(2) 前号の使用団体については、団体を代表する代表者のほか現場責任者が 1 人以上いて、かつ、それらの者が成人であること。

ただし、使用団体の申し出により教育委員会が認めたときは、当該代表者と現場責任者を兼ねることができる。

(3) 第 1 号の構成員が、他の使用団体の構成員を兼ねていないこと。

(4) 1 つの団体を複数の団体に分割して登録していないこと。

3 教育委員会は、第 1 項により登録を承認した使用団体が第 2 項の要件に該当しなくなったときその他この要綱の規定に違反したとき、又は管理運営上好ましくないと判断したときは、その登録を取り消すことができる。

4 使用団体の登録の有効期間は、承認を受けた日の属する年度の末日までとし、その翌年度以降も開放施設を使用しようとする場合は、改めて年度ごとに登録の承認を受けなければならない。

5 この条の規定により登録された使用団体には、団体登録証を交付する。
(使用の申込み)

第6条 開放施設を使用しようとする使用団体は、あらかじめ学校運動場及び照明施設使用承認申込書（以下「申込書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項による提出は、使用しようとする日の3日前までになされなければならない。
(使用の承認)

第7条 教育委員会は、前条の申込書の内容が適正であれば、条件を付けてこれを承認し、学校運動場及び照明施設使用承認書（以下「承認書」という。）を交付する。

(使用料の納付及び還付)

第8条 前条による使用の承認を受けた団体は、豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例(昭和59年豊中市条例第19号)の規定による照明施設使用料を、承認書と同時に交付する納付書によって前納しなければならない。

2 使用料は、第3条第2項に定める照明施設の使用時間により決定し、使用団体の都合により使用時間が短縮された場合においても、使用料は減額しない。

3 次条第1項第2号及び第3号の理由により使用の承認を取り消したとき、及び使用予定日の5日前までに使用団体が使用承認の取消しを申し出て、教育委員会がそのことにつき相当の事由があると認めるときは、既納の使用料の全額を還付する。

(使用承認の取消し)

第9条 教育委員会は、使用を承認した後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその承認の内容を変更することがある。

(1) 使用団体がこの要綱若しくは承認の条件に違反したとき、若しくは承認の内容を変更して使用したとき、又は夜間開放事業の管理上支障があると認められるとき。

(2) 開放施設に教育上の支障が生じたとき。

(3) 悪天候その他の理由により開放施設又は照明施設が使用不能と判断されるとき。

2 前項の規定により使用団体に損害が生じることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

(システムの利用)

第10条 第6条による使用の申込みを情報システム(豊中市スポーツ施設情報システム規則(平成7年豊中市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。)の利用により行った場合は、同条の規定による申込書の提出を要しない。

2 前項の場合においては、第7条による承認書は、交付しない。

3 第1項の場合における使用料の納付は、第8条第1項の規定に関わらず後納とする。

4 規則第5条の規定により交付される利用者登録カードは、第5条第5項の規定により交付される団体登録証を兼ねることができる。

5 この条に定めるもののほか、情報システムの利用に関する取扱いは、豊中市スポーツ施設情報システム運用要綱に定めるとおりとする。

(承認書等の提示)

第11条 使用団体の代表者又は現場責任者は、使用日に当日分の承認書又は利用者登録カードを携帯し、係員に提示しなければならない。

(使用団体の義務)

第12条 使用団体は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しをしないこと。
- (2) 承認を受けた開放施設以外を使用し、又は立ち入らないこと。
- (3) 使用団体の代表者又は現場責任者は、使用日に必ず現場に出向き、使用上の諸注意を守るよう常に団体の指揮監督にあたること。
- (4) 使用団体に16歳未満の者が含まれている団体の代表者は、その保護者に承諾書の提出を求め、提出された承諾書の写しを教育委員会へ提出すること。
- (5) 開放施設及び照明施設の建物、器具等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (6) 火災予防の注意義務を負うとともに、傷害事故等の防止に努めること。
- (7) 使用終了後は速やかに原状に復し、清掃を行うこと。
- (8) 次条に定める管理指導員の指示に従うとともに、別に定める使用上の注意を遵守すること。

(管理指導員)

第13条 教育委員会は、夜間開放事業の管理を行わせるため管理指導員を定める。

2 前項の管理指導員の任務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用団体に対する開放施設を使用する上での適切な指導
- (2) 使用の承認を受けていない者を夜間開放事業実施校内に立ち入らせないこと
- (3) 承認書又は利用者登録カードの提示を求め、その内容を確認すること
- (4) 悪天候による開放施設の使用の可否の決定
- (5) 通用門の鍵の開閉及び開放施設使用後の整備状況の点検
- (6) 照明施設の点灯及び消灯
- (7) 管理指導員執務日誌の作成
- (8) その他夜間開放事業の円滑な実施に関し教育委員会が指示すること

(損害賠償)

第14条 使用団体の責めに帰すべき事由によって、開放施設及び照明施設の建物、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用団体においてその損害を賠償しなければならない。

(事故責任)

第15条 開放施設の使用中に生じた損害事故その他の事故については、使用団体が処理しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、夜間開放事業の実施について必要な事項は、教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。